

住民の安全・安心を守るため公務公共サービスの拡充・向上と
自治体臨時・非常勤職員の地位・待遇改善を求める意見書

会計年度任用職員制度の導入を柱として、２０１７年５月に地方公務員法及び地方自治法が改正され、２０２０年４月に施行されます。

地方自治体で働く臨時・非常勤職員は全国で６５万人を超え、臨時・非常勤職員なしには自治体行政は１日たりとも運営できないと言っても過言ではありません。民間企業に働く非正規雇用労働者では、２０１８年４月から労働契約法第１８条に基づく無期雇用への転換請求が始まりますが、公務に働く臨時・非常勤職員には労働契約法は適用されません。そのため、「いつまでも非正規、いつでも雇い止め可能」な劣悪かつ不安定な状態に置かれています。これは改正地方公務員法及び地方自治法の施行後も変わるものではありません。

つきましては、住民の安全・安心を守り、公務公共サービスの拡充・向上と自治体の臨時・非常勤職員の身分の安定、地位の向上を図るため、下記の項目について実現していただくよう要請します。

記

- １．臨時・非常勤職員の賃金・労働条件の改善に必要な地方自治体の財源を確保すること。
- ２．勤務時間による賃金・労働条件の格差を解消する地方自治法改正を速やかに実施すること。
- ３．「任期の定めのない常勤職員を中心とした公務運営」の原則を堅持するため、本格的業務を担う臨時・非常勤職員を任期の定めのない正規職員として採用する仕組みを整備すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成３０年 ６月２７日

大和郡山市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣